フラット35 の省エネ審査に 各種評価書を利用されると、お得です!

※2023年4月以降の書式による場合

適合証明業務(フラット35)



◆ 竣工現場検査

設備機器の検査

フラット35設計検査申請時に、各種評価申請をされていることをお申し付けいただければ、フラット35省エネ審査の省略、 **手数料の減算**を行います!

各種評価申請

- ① 長期優良住宅
- ② 性能向上計画認定住宅
- ③ 認定低炭素住宅
- ④ BELS評価

- ◆設計検査申請時のお願い
- ⇒ 各種評価書にて、省エネ審査の省略を希望される場合、必ず『申請時』にお申し付けください。(「評価受付番号(23(24)-*****)」がわかる場合は、併せてお伝えください。) ※交付されていなくても構いません。
- ◆竣工現場検査申請時のお願い (設計検査省略も含む)
- ① 当センターにて各種評価申請をされている場合
 - ⇒ 「制度名」と評価審査受付時に発行される「受付番号(23(24)-*****)」を申請時 にお申し付けください。
- ② 他の審査機関へ各種評価申請をされている場合
 - ⇒ 設備機器の取り付け状況の検査を行うため、認定書・評価書の写しと併せて 「一次エネルギー消費量算定プログラムの計算書」、「設備機器表(カタログ 等)」の写しをご提出ください。